【答申の概要】(諮問第235号)特定の工事において実施したとされる土地測量の面積及び特定の工事に関して特定の時期に行われた公文書開示請求に対する回答に関する文書の非開示決定に対する審査請求

件名	特定の工事において実施したとされる土地測量の面積及び特定の工事に関して特定の	
	時期に行われた公文書開示請求に対する回答に関する文書の非開示決定に対する審査	
	請求	
	文書 1 …二級河川巴川(大内遊水地)下水道関連特定治水施設整備(総合治水)工事	
本件対象公文書	に関し実施した以下の土地に係る測量面積を記した文書	
	静岡市清水区〇〇	
	文書2…二級河川巴川(大内遊水地)下水道関連特定治水施設整備(総合治水)工事	
	に係る平成 24 年 12 月 7 日付けで請求した公文書開示請求書に対する平成 25	
	年2月7日付けの回答文書	
非開示理由	条例第11条第2項(不存在による非開示)	
実 施 機 関	静岡県知事	
諮 問 期 日	令和3年12月3日	
主 な 論 点	1 請求1に対し、静岡市清水区内の4箇所の土地の各筆ごとの求積測量は実施して	
	いないため、対象となる公文書を作成等しておらず、保有していないとする実施機関	
	の主張に不自然、不合理な点はないか。	
	2 請求2に対し、特定の工事に関して平成24年12月7日付けで公文書開示請求が	
	なされたことが確認できず、対象となる公文書を保有していないとして行った非開示	
	   (不存在)決定は妥当であるか。	

## 審査会の結論

静岡県知事(以下「実施機関」という。)の決定は妥当である。

# 審査会の判断

当審査会は、本件決定について審査した結果、以下のとおり判断する。

(1) 本件対象公文書について

請求対象公文書1は、本件工事に関し、本件対象地で測量が実施されたことを前提とした、本件対象地の測量面積を記した文書、請求対象公文書2は、本件工事に関する平成24年12月7日付けの開示請求に対して開示決定等が行われたことを前提とした、当該開示決定等に係る文書である。

実施機関は、本件対象公文書を取得も作成もしておらず保有していないとして、条例第 11 条 第 2 項の規定に基づき、不存在を理由とする本件決定を行った。

これに対し、審査請求人は、本件決定を不服とし、本件決定の取消しを求めて審査請求を提起したものであることから、以下、本件対象公文書を不存在としたことの当否について検討する。

(2) 請求対象公文書1の不存在について

ア 審査請求人は、平成 25 年 7 月 29 日に本件対象地で測量が実施されたことを前提とした、 本件対象地の測量図面に係る公文書の開示請求を行っている。

これに対し、実施機関は、本件対象地については、公簿面積による全筆買収であったことから、実測測量を実施していないとして、平成25年8月12日付けで非開示(不存在)決定を行ったが、審査請求人は、これを不服として異議申立てを行っている。

当審査会は、平成25年10月16日付け静土用第29-2号において実施機関から諮問を受け、 平成26年3月24日付け静情審第64号(以下「先例答申」という。)において、別記3の とおり、本件対象地を含む土地1筆ごとの測量を実施していないとする事実を前提に、実施 機関の決定を妥当と判断した。

- イ 今回、審査請求人は、上記3(1)イのとおり、測量が行われた当時に当該事業者の代表取締役だった人物が大内遊水地の測量を行ったことを記載、押印した文書(以下「事業者押印文書」という。)を新たに示して、先例答申の前提となる事実とは異なる内容を主張する。これについて当審査会事務局職員をして実施機関に確認したところ、実施機関は、次のとおり説明する。
  - (ア) 本件対象地は、土地改良法に基づく換地処分がされていたことから、公簿面積に基づき 買収を行ったため、本件工事の開始に当たり、工事用地全体の面積と公簿面積の差異を確認 する必要があった。
  - (4) このため、平成17年に対象地の買収完了後、公簿面積の精度を確認するため、工事用地 (約12.5ha) を5ブロックに分け、ブロックごとの測量業務を特定の事業者に委託し、工事用地の実測面積との比較を行った。
  - (ウ) 審査請求人の主張する特定の事業者が行ったとする大内遊水地の測量とは、このブロックごとの工事用地の測量を行ったものであり、本件対象地を含む土地を1筆ごとに画して行ったものではない。
- ウ 審査請求人が提出した事業者押印文書の写しには、遊水地の測量を行ったとの記述があるが、工事に際しブロック単位で測量を行ったとする実施機関の説明と矛盾するものではなく、これをもって、当該事業者が本件対象地を画して各筆ごとの測量を行ったと認めることはできない。
- エ 審査請求人からは、口頭意見陳述で測量が実施されたとの主張はあったが、測量の具体的な 方式についての言及はなかった。また、審査請求人が提出した公図写しを見ても、本件工事に おいて各筆ごとの測量の必要性があったとは認め難い。
- オ 本件対象地を含む土地1筆ごとの測量を実施していないとする実施機関の主張に不自然、不 合理な点はなく、先例答申にてされた本件対象地における測量実施に係る実施機関の主張についての判断を変更すべき事由も認められない。

本件開示請求は、本件工事に関して実施した本件対象地の測量面積が記された文書の開示を 求めているものであるが、本件対象地を画して測量を行った事実が認められない以上、実施機 関が測量を行ったことを前提とする測量面積を記載した文書を作成も取得もしていないとし て、請求1に対し、実施機関が非開示(不存在)決定を行ったことは妥当と認められる。

(3) 請求対象公文書2の不存在について

ア 実施機関は、請求2について、本件工事に関するものとして請求対象公文書2を特定し、平成24年度中に実施機関において処理した公文書開示請求等に係る書類が綴られた「公文書開

示請求等」ファイルの探索及び文書管理データベース内の処理起案等の登録情報検索を行ったが、対象となる開示請求書の存在は確認できなかった旨説明する。

- イ これに関して、公文書開示請求制度を所管する法務文書課(現法務課)は、条例第34条の 規定に基づき条例の施行の状況を公表するため、各実施機関に対する開示請求及び当該開示請 求に係る開示決定等の状況を把握し、一覧としてデータで管理している。そこで、実施機関と は異なるデータファイルを探索する目的から、当審査会事務局職員をして平成24年度の開示 請求一覧を確認したところ、本件工事に関して平成24年12月7日付けで行われた開示請求の 記録はなかった。
- ウ したがって、本件工事に関して平成24年12月7日付けで公文書開示請求が行われたと認めるに足る事実が確認できないことから、当該請求に対する平成25年2月7日付けの回答文書も存在するとは認められず、請求2に対し、実施機関が非開示(不存在)決定を行ったことは妥当と認められる。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 別記1 開示請求の内容

#### 請求1

二級河川巴川(大内遊水地)下水道関連特定治水施設整備(総合治水)工事に関し実施した以下の土地の面積に係る測量面積

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区○○

静岡市清水区〇〇

静岡市清水区〇〇

### 請求2

平成24年12月7日付けで請求した公文書開示請求書に対する平成25年2月7日付けの回答 文書

## 別記2 実施機関が特定した文書(本件対象公文書)

請求対象公文書1	二級河川巴川(大内遊水地)下水道関連特定治水施設整備(総合治
	水)工事に関し実施した以下の土地に係る測量面積を記した文書
	静岡市清水区〇〇
	静岡市清水区〇〇
	静岡市清水区〇〇
	静岡市清水区〇〇
請求対象公文書2	二級河川巴川(大内遊水地)下水道関連特定治水施設整備(総合治
	水) 工事に係る平成 24 年 12 月 7 日付けで請求した公文書開示請求
	書に対する平成 25 年 2 月 7 日付けの回答文書

## 別記3 平成26年3月24日付け静情審第64号 答申内容抜粋

5 審査会の判断

# (2) 用地測量を実施していないとの主張の当否について

本件対象地の買収に関し、原告○○、被告静岡県との間で争われた静岡地方裁判所平成○ 年(ワ)第○号土地交換代請求事件(以下「土地交換代請求事件」という。)の平成○年○月 ○日判決において「1 上記の争いのない事実、証拠(甲4~7)及び弁論の全趣旨による と、以下の事実を認めることができる。(中略)(2)本件各土地は、昭和50年10月、土地改良 法による換地処分を受けた。(3)被告は、昭和57年以降、巴川流域整備計画を策定し、平成10 年以降、清水市(当時)○○地区の役員、関係者や事業による買収予定地(以下「買収予定 地」という。)の地権者に対して順次事業計画等に係る説明会を実施した。被告は、買収予定 地のうち、土地改良法による換地処分がされた土地(以下「換地処分地」という。)を全筆買収 する場合には、公簿面積が実測により登記されたものであることを前提に、測量を行わずに 公簿面積で、同法による換地処分がされていない土地及び分筆買収する場合には、測量を行 って実測面積でそれぞれ取得することとし、平成12年9月30日以降、同法による換地処分 がされていない土地及び分筆買収する土地について用地測量を行った。(4)被告は、平成12年 12月19日、買収予定地の地権者部会との間で、換地処分地を全筆買収する場合には公簿面積 で、その他の場合には実測面積で現況地目による1平方メートル当たりの単価(田6万5000 円、畑6万5700円、雑種地7万5600円、宅地13万円)をもって買収することを合意した。 (中略) 3 これを本件についてみるに、上記1認定事実によると、原告と被告は、換地処 分地である本件各土地の公簿面積が実測によるものであることを前提に、本件各土地につい て公簿面積に1平方メートル当たり7万5600円前後を乗じて本件各土地の価格を定めたとい うのである。これらの事実によると、原告は、本件契約において、換地処分地である本件各 土地の地積を表示し、これを基礎として代金額が定められたというべきであるから、本件契 約のうち本件各土地の売買に関する部分は、数量指示売買に当たるというべきである。そし て、原被告間において、本件各土地の地積が本件公簿面積を超過する場合、被告において超 過部分の代金を追加して支払う旨の合意がないことは当事者間に争いがない。」と事実認定さ れ、判決は確定している。このことから、本件対象地は換地処分された土地であり、公簿面 積が実測によるものであることを前提に、公簿面積に1平方メートル当たりの単価を乗じた 額で土地売買契約を行っているため、用地測量を実施していないとする実施機関の主張は合 理的であると認められる。